

## 授業料免除及び徴収猶予申請書（従来制度）

年 月 日

公立大学法人山口県立大学理事長 様

## 【申請者】

学生氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(TEL \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_\_ 学 部 \_\_\_\_\_ 学科 第 学年

\_\_\_\_\_ 研究科 \_\_\_\_\_ 専攻 第 学年

別科助産専攻 第 学年

( \_\_\_\_\_ 年度 入学・編入 )

学籍番号 \_\_\_\_\_

公立大学法人山口県立大学授業料の免除等に関する規程に基づき、  
下記のとおり授業料の免除及び徴収猶予を受けたいので、申請します。

## 記

名 称	公立大学法人山口県立大学授業料
金 額	267,900 円 (2023年度前期)
免除申請額	267,900 円 (全額免除) / 133,950 円 (半額免除) ※希望する免除額を○で囲んでください。
猶予申請額	授業料免除非該当の場合に追加納付する残額
区 分	次のいずれかに☑をしてください。 ※いずれにも該当しない学生は、新制度の様式で申請してください。 <input type="checkbox"/> 外国人留学生・大学院生・別科生  日本人学部生のうち、以下のいずれかの理由により大学等における修学の支援に関する法律による授業料免除制度（新制度）に適合しない者 <input type="checkbox"/> 高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から本学入学までの期間が2年を経過した者 <input type="checkbox"/> 生計維持者の保有資産が申請基準額を超えている者* <small>*学生本人と生計維持者（2人）の資産額（※）の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること。 ※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）。</small>
徴収猶予期間	2023年4月26日 から 2023年9月30日 まで
徴収猶予期間満了後の完納方法	納付書による銀行振込

※本申請書は通常の授業料徴収猶予申請書と異なります。半額免除希望者で、5月26日引落分についても、徴収猶予を希望する場合は、別途、申請書を期限内に提出してください。